

M200 特定保険医療材料

M200 特定保険医療材料

材料価格を 10 円で除して得た点数

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 57 号）

告示	通知
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	